

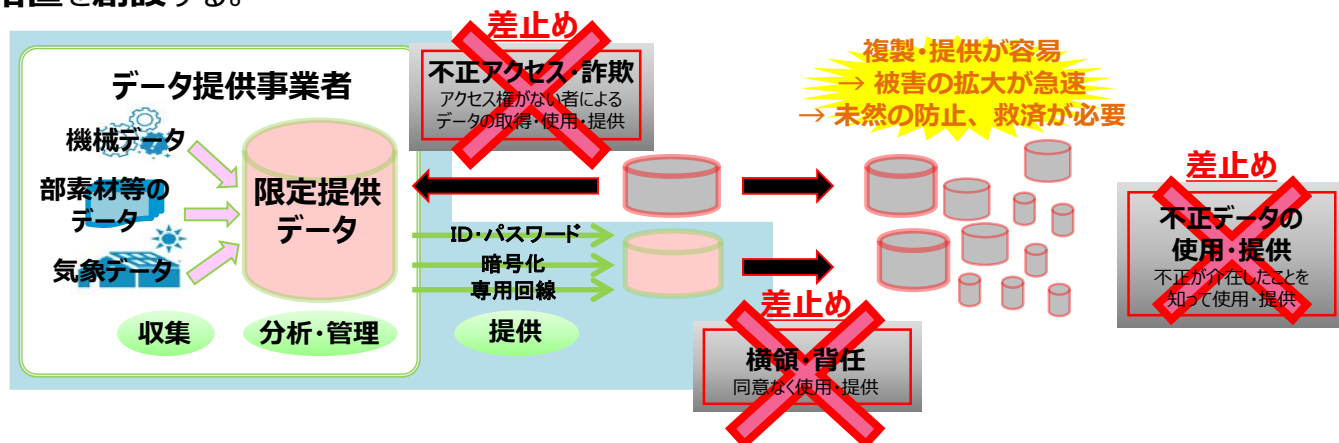
不正競争防止法（平成30年改正）の概要

不正競争防止法は、事業者間の適正な競争を促進するため『不正競争行為』に対する救済措置として、**民事措置**（差止請求権等）や**刑事措置**を定める法律です。今回、法律が改正され、**① データの不正取得等に対する民事措置が創設**、**② 暗号等のプロテクト技術の効果を妨げる行為に対する規制が強化**されます。

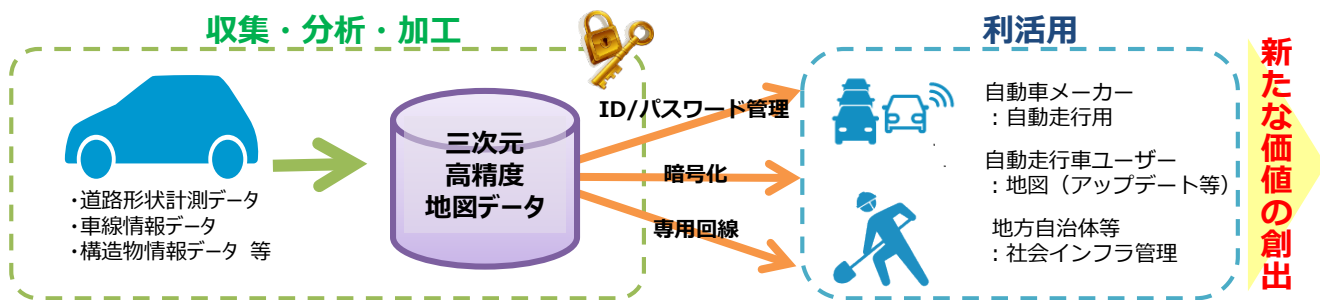
① データの不正取得等に対する救済措置の創設

【施行日】平成31年7月1日

- ID・パスワードなどの技術的な管理を施して提供されるデータ【**限定提供データ**】を不正に取得・使用等する行為を、新たに『不正競争行為』とし、これに対する**差止請求権等の民事措置**を創設する。



複数の企業間で提供・共有されることで、新たな事業の創出につながったり、サービスや製品の付加価値を高めるなど、その利活用が期待されているデータを想定。



② 暗号等のプロテクト技術の効果を妨げる行為に対する規制の強化

【施行日】平成30年11月29日

- 『不正競争行為』として規制されている、映像や音などのコンテンツに施される**暗号などのプロテクト技術【技術的制限手段】**の効果を妨げる“プロテクト破り”を可能とする**装置の提供等**に、**保護対象にデータを追加**するとともに、**妨げる行為にサービスの提供等**を追加する。

<保護対象の追加>

映像、音などのコンテンツの視聴等

+

データの処理

<効果を妨げる行為の追加>

技術的制限手段の効果を妨げる
装置・プログラムなどの提供等

+

サービスの提供等